

10 著作権

あらゆる著作物には「著作権」があります。著作権の侵害は犯罪であり、
 厳しい処罰の対象となります。

- 文章、写真や絵画、音楽、Web ページなど、人が創作したあらゆる著作物には「著作権」があり、その権利が守られています。この権利は法律によって保護されており、この権利を侵害すると、厳しい処罰の対象となります。著作権法自体は明治時代からある古い法律ですが、コンピュータとネットワーク技術の進歩とデジタル化によって、誰でも安易に何回でも簡単にコピーできる技術が発達した現在では、これまで以上に各自の自覚が必要とされています。

著作権の種類

- 著作権は、知的財産権の中の一つの権利であり、文化的な創作物を対象として保護しています。その人の思想や感情が創作的に表現されているものを著作物といい（以下の表を参照）、それを創作した人をその著作者と呼びます。申請登録することで権利が発生する特許などとは異なり、著作権は、権利を得るための手続きは必要ありません。著作物を創作した時点で権利が発生し、以後著作者の死後も一定期間保護されるのが原則です（公益社団法人 著作権情報センターより）。

著作権を侵害すると……

- 著作権を放棄していないかぎり、著作物は、たとえ一部分であっても著作者に無断で使用することはできません（下記、特例を除く）。著作者の許諾を得ないまま利用すると著作権侵害となり、著作者から損害賠償や、不当利益の返還要求などの民事上の請求を受けることがあります。また、著作権侵害は法律に違反した犯罪となるので、処罰の対象となります。

著作物を許諾を得ずに利用できる特例

- 著作物も一定の条件下であれば著作者への許可を得ずに利用することができます。ただし、いずれの条件も、拡大解釈することでの利用は認められていないので注意してください。
 - (1) **私的使用のための複製**：自分自身で楽しむなど、限定された範囲内で利用するため著作物を複製することができる。コピープロテクション等技術的保護手段の回避装置などを使って行う複製については、私的複製でも著作者の許諾が必要
 - (2) **引用**：自分の著作物に引用の目的上「正当な範囲内」で他人の著作物を引用して利用することができる
 - (3) **学校における複製等**：教育を担任する者および授業を受ける者は「授業の過程で利用するために」

■ 著作物の種類（公益社団法人 著作権情報センターまとめ）

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲および楽曲をともなう歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など（美術工芸品も含む）
建築の著作物	芸術的な建造物（設計図は図形の著作物）
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど

著作物を複製することができる。また、当該授業が行われる場所以外の場所で同時に授業を受ける者に対して公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く

- (4) **その他**：点字による複製、非営利目的の利用、裁判手続などにおける複製など

引用するための注意

- レポートをまとめるような場合、他人の著作物の一部を利用することがあります。著作権法ではこれを「引用」として認めています。ただし、次の4つの条件を守っていることが必要です。

- (1) **他人の著作物を引用する必然性があること**
むやみに理由もなく引用することはできない。引用する理由があること。
- (2) **自分の著作物と引用部分とが区別されていること**
自分の著作と、引用した部分が変わること。カギカッコをつけるなどで区別する。
- (3) **自分の著作物と、引用する著作物との主従関係が明確であること**
「ほとんどが引用」は認められない。あくまでも自分の著作物が主体であること。
- (4) **出所の明示がなされていること**
引用部分は、どこのものかを明示すること。
(書籍・著者名・発行日、URL、など)

- 「一年次セミナー 101/102」の教科書、『大学生のための「読む・書く・プレゼン・ディベート」の方法』（松本茂、河野哲也著、玉川大学出版部）の中でも紹介しています。参考にしてください。

身近な著作権侵害の例

- 学生生活において、気づかないまま著作権を侵害している例に気をつけましょう。以下の事例は、それぞれ著作権を侵害しています。
 - (1) 友達に音楽 CD をコピーしてあげる（私的使用の範囲を超えている）
 - (2) 課題レポートに、あるホームページの文面をコピーしてそのまま提出した（単なるコピーは引用にはあたらない）
 - (3) メールの内容が面白かったので、許可を得ずにホームページに投稿した（著作物は書籍、Web ページ、メールなど媒体によらず守られている）
 - (4) 学園祭の看板などにキャラクターを利用する（学校における複製を拡大解釈している）
 - (5) インターネット上で不特定多数との音楽交換で、音楽データをダウンロードした（データであっても音楽としての著作物としてみなされる）
 - (6) 自分のホームページに有名なアーティストの絵をアップロードする（ホームページに載せることで公衆に公開することになる）
 - (7) 有名な人が講演にきたので写真を撮った（この場合「肖像権」の侵害）

著作権について知りたいときには

- 著作権について、さらに詳しく知りたいときには、以下の文化庁のホームページの情報が参考になります。



文化庁
(社)著作権情報センター (略称: CRIC)

<http://www.bunka.go.jp/>
<http://www.cric.or.jp/>